⑵　国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量（前年産と当年産の食糧用大麦及びはだか麦のうち、当年度内に市場に流通した量）

平成22年度の国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量は、平成22年産の国内産食糧用大麦及びはだか麦の供給量に過去の供給実績から見込まれる年度内供給比率を乗じ、さらに、平成21年産麦の在庫量を加えて11万トンと見通します（表６）。

表６　国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量の推移

（単位：万トン）

年産	食糧用大麦及びはだか麦の供給量 ①	うち年度内供給量 ②	年度内供給比率 ②／①	次年度繰越（在庫） ①－②
平成16	11	5	46.4%	6
17	10	5	51.0%	5
18	10	5	46.6%	6
19	11	5	45.9%	6
20	13	5	36.8%	8
21見込み	10	4	43.1%	6
22見通し	11	5	43.1%	
		22年度流通量見通し		11

注：国内産食糧用大麦及びはだか麦の供給量は、は種前契約に基づき、生産者から需要者に引き渡された数量である。

２－３　外国産食糧用大麦及びはだか麦の需要量（政府からの販売数量）

平成22年度の外国産食糧用大麦及びはだか麦の需要量は、総需要量38万トンから国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量11万トンを差し引いて27万トンと見通します（表７）。

２－４　外国産食糧用大麦及びはだか麦の輸入量

平成22年度の外国産食糧用大麦及びはだか麦の輸入量は、外国産食糧用大麦及びはだか麦の需要量27万トンと見通します（表７）。

なお、飼料用大麦の輸入については、別途農林水産大臣が定める飼料需給計画に基づき行います。

表７　平成22年度の食糧用大麦及びはだか麦の需給に関する見通し

（単位：万トン）

総需要量	A	38
国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量	B	11
外国産食糧用大麦及びはだか麦の需要量（政府からの販売数量）	C＝A－B	27
外国産食糧用大麦及びはだか麦の輸入量	D＝C	27

注：国内産食糧用大麦及びはだか麦については、上記の流通量11万トンの他に生産者団体とビール会社との契約栽培により国産ビール大麦７万トンが供給される見込みである。

公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１５６４号

さいたま市大宮区大成町３丁目657番地１　パステルヒルズ103

債務者　ウシニャウア　カウアサ　イルランデス　ラウル

１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成22年５月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７８号

埼玉県戸田市喜沢２丁目23番地の１　ハイベルゾーネ102号室

債務者　徳永　正子

１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成22年５月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１号

埼玉県川口市柳崎３丁目11番34号　ナイスアローメイク205号室

債務者　山口　芳弘

１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成22年５月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６号

埼玉県和光市南１丁目８番15号　エミネンス102

債務者　加藤　　愛（旧姓小笠原）

１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成22年５月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２４２号

埼玉県蓮田市大字馬込1830番地の２　モデラート102号

債務者　田村　裕一

１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成22年５月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２６７号

埼玉県幸手市栄４番13―507号

債務者　大石　久則

１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成22年５月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２６８号

埼玉県幸手市栄４番13―507号

債務者　大石　静枝

１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成22年５月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係